

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木 康 友

静岡県条例第31号

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（法第12条及び<u>第19条第3項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項及び<u>第2項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） （略） （2） 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の際、<u>次のいずれにも該当する非常勤職員</u>以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。<u>以下同じ。</u>）を除く。） <u>ア 第2条第5号イの非常勤職員</u> <u>イ 1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員</u> （部分休業の承認） 第25条 部分休業の承認は、<u>正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、30分を単位として</u>	（趣旨） 第1条 この条例は、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「法」という。）第2条第1項、第3条第2項、第5条第2項（法第12条及び<u>第19条第6項</u>において準用する場合を含む。）、第7条、第8条、第10条第1項及び第2項、第14条及び第15条（これらの規定を法第17条において準用する場合を含む。）、第17条、第18条第3項並びに第19条第1項<u>から第3項まで及び第5項</u>の規定に基づき、職員の育児休業等に関し必要な事項を定めるものとする。 （部分休業をすることができない職員） 第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 （1） （略） （2） 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の際、<u>第2条第5号イの非常勤職員</u>以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。）を除く。<u>次条において同じ。）である者</u> （<u>第1号部分休業の承認</u>） 第25条 <u>法第19条第2項第1号に掲げる範囲内</u><u>で請求する部分休業（以下「第1号部分休</u>

行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条第2号の規定による特別休暇（生児を育てる場合に限る。）、勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間又は勤務時間条例第15条の3の規定による子育て部分休業を承認されている職員に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、介護時間及び子育て部分休業の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 前項の規定は、非常勤職員（短時間勤務職員を除く。）に係る部分休業の承認について準用する。

業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。

- 2 勤務時間条例第14条第2号の規定による特別休暇（生児を育てる場合に限る。）、勤務時間条例第15条の2の規定による介護時間又は勤務時間条例第15条の3の規定による子育て部分休業を承認されている職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該特別休暇、介護時間及び子育て部分休業の時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。
- 3 前項の規定は、非常勤職員に係る第1号部分休業の承認について準用する。

（第2号部分休業の承認）

第25条の2 法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、それぞれ当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数

（法第19条第2項の条例で定める1年の期間）

第25条の3 法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（法第19条第2項第2号の人事院規則で定め

(部分休業をしている職員についての給与条例等の特例) 第26条 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第27条 <u>第14条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>る時間を基準として条例で定める時間)</u> 第25条の4 <u>法第19条第2項第2号の人事院規則で定める時間を基準として条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> (1) <u>非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> (2) <u>非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(法第19条第3項の条例で定める特別の事情)</u> 第25条の5 <u>法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更(以下「第3項変更」という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業をしている職員についての給与条例等の特例) 第26条 (略) (部分休業の承認の取消事由) 第27条 <u>法第19条第6項において準用する法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
---	--

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。
- この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における部分休業の請求をする場合における改正後の第25条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。